

議案第25号

南あわじ市慶野松原松林保全基金条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市慶野松原松林保全基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市慶野松原松林保全基金条例の一部を改正する条例

南あわじ市慶野松原松林保全基金条例（平成 17 年南あわじ市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「継承するための環境整備に必要な」を「継承し、周辺地域の振興に寄与する」に改める。

第 2 条中「次に掲げる額」を「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市慶野松原松林保全基金条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(設置)</p> <p>第1条 名勝「慶野松原」の松林を次代に<u>継承するための環境整備に必要な施策の実施のため</u>、南あわじ市慶野松原松林保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる金額は、<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>慶野松原を利用するキャンパー等から徴する額</u></p> <p>(2) <u>一般募金による額</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。</u></p> <p>第3条以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 名勝「慶野松原」の松林を次代に<u>継承し、周辺地域の振興に寄与する施策の実施のため</u>、南あわじ市慶野松原松林保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる金額は、<u>一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める額とする。</u></p> <p>第3条以下 略</p>	

